特別市に関する三市の考え方

－　神奈川県全体の発展と持続可能な行政サービスの実現に向けて　－

パワーポイント版資料

横浜市 City of Yokohama　川崎市 KAWASAKI CITY　相模原市 Sagamihara City

令和８年９月

1　はじめに

特別市の法制化を巡る状況

Ⅰ　社会環境の変化

- 人口減少や担い手不足の深刻化
- 行政需要の多様化・複雑化
- 持続可能な行政サービスの提供の必要性

Ⅱ　横浜市・川崎市・相模原市の取組

- 三市は、**人口減少時代を見据え**、指定都市市長会等と連携しながら**特別市制度の法制化を国へ要請**

Ⅲ　国・県等における議論

- **第34次地方制度調査会**において、国・都道府県・市町村間の役割分担や**大都市制度について議論**
- 神奈川県、県内市町村、全国知事会等からは、総合調整機能、広域行政、財政、住民自治等に関する様々な意見が提示

Ⅳ　今後必要なこと

- **特別市制度**について、市民・県民の理解を深めることが重要
- **制度導入に係る課題の解決策などについて、関係者の間で幅広く議論**を行うことが重要

特別市制度について、市民・県民の理解を深めるとともに、
制度の意義や論点について関係者間で幅広く議論を行うことが重要

1　はじめに

本書の作成の趣旨

- 三市はこれまで、神奈川県知事に対し、四首長懇談会の開催を求めるなど、特別市制度に関する理解促進と共通認識の形成に向けた対話の機会創出に努めてきた。
- しかしながら、特別市制度に関する神奈川県及び三市それぞれの考え方を共有し、議論する機会が確保できていない状況にある。
- 本書は、**特別市制度に関する主な論点**について**三市の考え方を整理**し、**広く共有**すること及び**今後の取組の方向性を示す**ことを目的として作成した。

県及び県内市町村、関係団体との建設的な議論と共有認識の形成

2　三市が目指す特別市制度

新たな大都市制度の創設

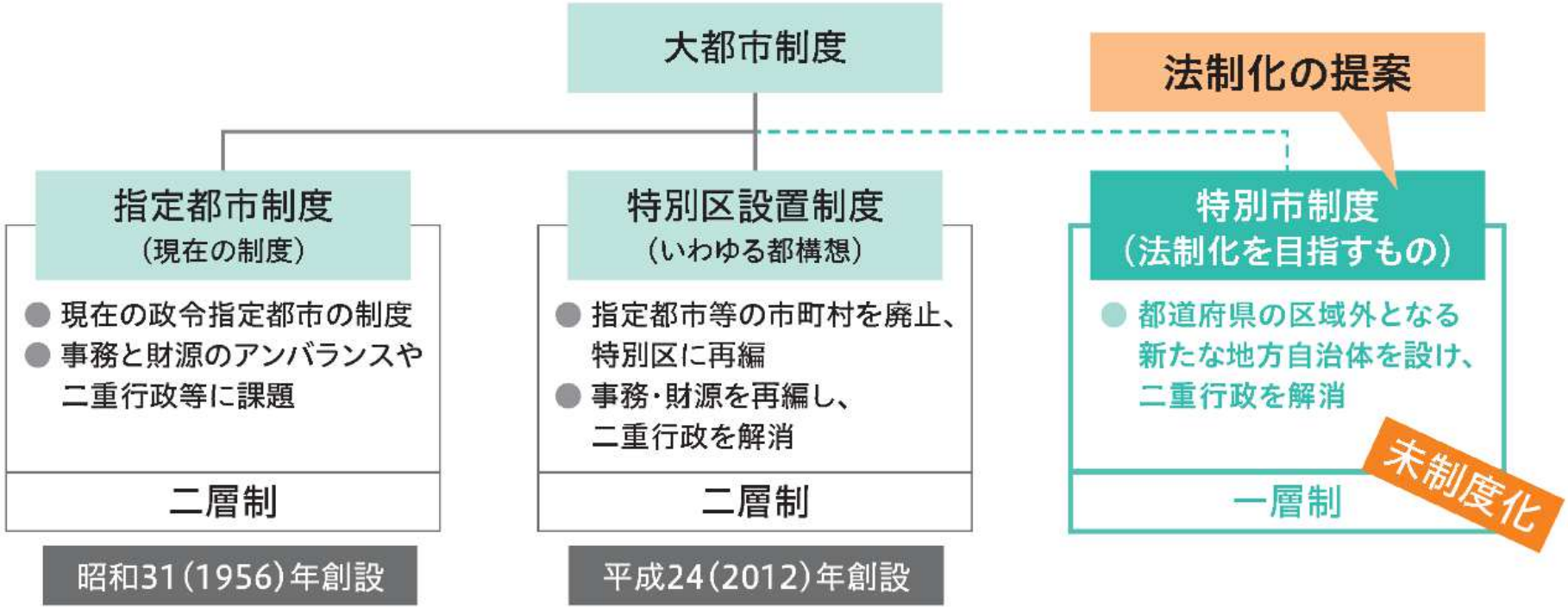

- **法制化**とは、**将来にわたり、地域や住民が必要に応じて制度を選択できるよう、**あらかじめ**制度的な受け皿を整備**すること
- **制度化されても、すべての指定都市が特別市へ移行するものではない。**基礎自治体が**持続可能な行政サービスを提供し続けるため**の新たな選択肢となる**制度を整備するもの**である

2　三市が目指す特別市制度

特別市制度の概要

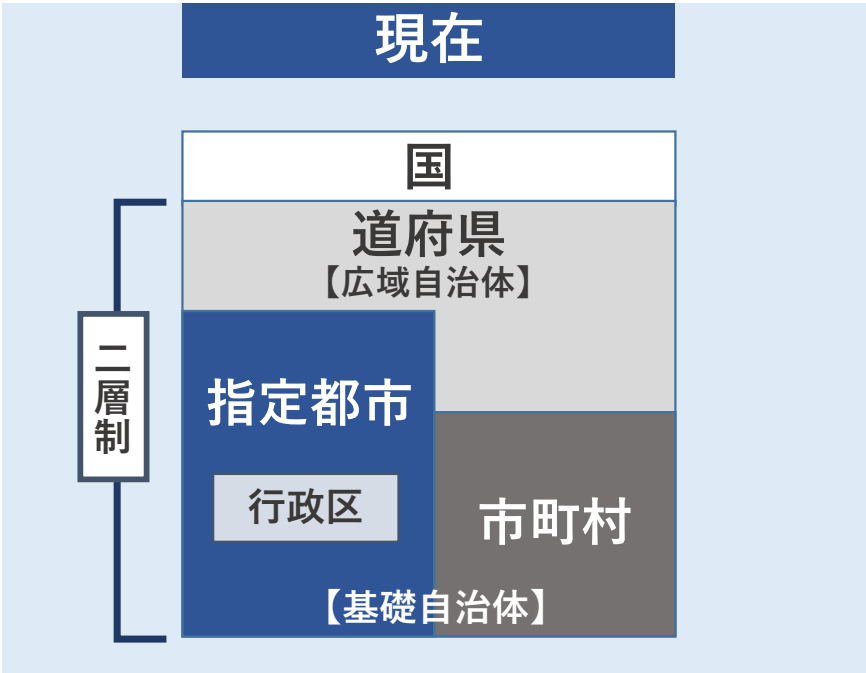

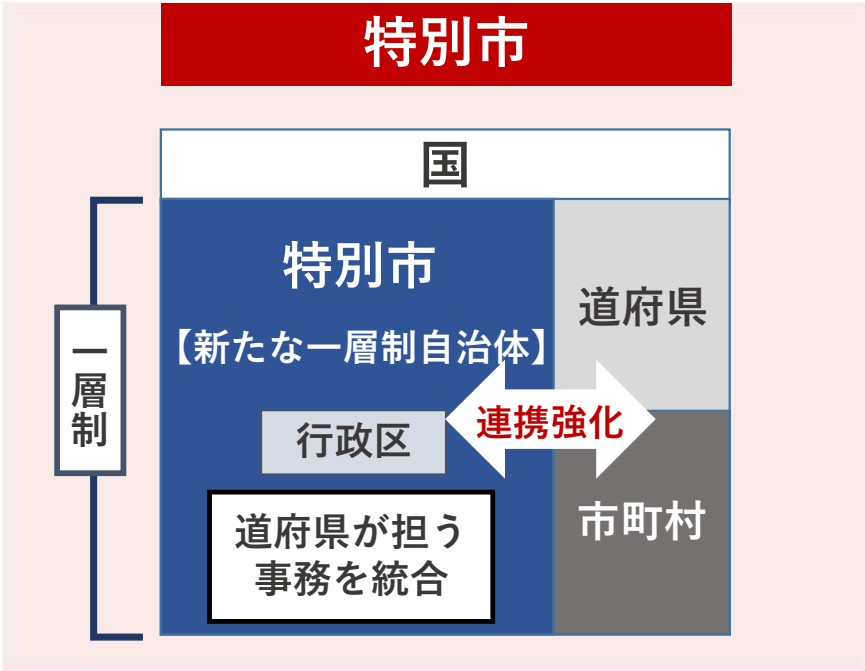

県と指定都市が担う**役割を明確化**し、**住民に身近な行政は基礎自治体が担う**という
地方分権の理念を更に推進する制度

2　三市が目指す特別市制度

特別市の法制化の必要性

Ⅰ　現状

- **人口減少・少子高齢化の進展**
- **行政需要の多様化・複雑化**
- デジタル化への対応
- 大規模災害への備え
- 国の第34次地方制度調査会での調査・審議

Ⅱ　課題

- 県と指定都市の双方が関与する行政分野が存在
- 意思決定や事業実施に時間を要する
- 事業実施等に継続的な協議・調整が必要
- 調整に人員や事務負担を要する
- 行政サービスの非効率化、責任主体が不明確
- **個別制度改正等では解決できない構造的課題が存在**

Ⅲ　必要な方向性

- 基礎自治体が権限・財源・責任を一体的に保有
- 大都市行政を総合的・一体的に運営
- 迅速な意思決定と機動的な行政運営
- **県と指定都市の役割分担の明確化**
- **限られた行政資源の有効活用**

Ⅳ　特別市制度が目指すもの

- **効率的・持続可能な行政運営**
- **地域全体での持続可能な行政サービスの提供**
- **神奈川県全体の発展**

現行制度の構造的課題を解決し、人口減少時代においても地域全体の持続可能な行政サービスを提供するため、新たな大都市制度である「特別市制度」が必要

2　三市が目指す特別市制度

県と指定都市の双方が関与する行政分野

- 現行制度では、各種許認可、都市基盤整備、防災等の**多くの分野**において、**県と指定都市の双方が関与**している。
- その結果、政策形成や事業実施に当たり、**継続的な協議・調整**が必要となっており、迅速な対応や一体的な行政運営に課題が生じている。
- また、調整や意思決定に**人員や事務負担を要し**、行政運営の効率性の観点からも課題が生じている。
- さらに、住民から見ても行政サービスの**責任主体が分かりにくい**状況となっている。

具体的な事例

- **私立幼稚園等の認可・指導監督**（学校教育法、私立学校法、子ども・子育て支援法等）
- **都市計画事業の認可等**（都市計画法）
- **急傾斜地崩壊危険区域・土砂災害警戒区域の指定等**（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律等）
- **交通安全対策・交通規制**（道路交通法、交通安全対策基本法等）
- **新たな感染症など危機事象への対応**（新型インフルエンザ等対策特別措置法等）

これらは個別の制度改正や運用改善のみでは解決できない構造的な課題となっている。

参考）指定都市市長会における調査結果

- **指定都市20市**を対象に道府県の関与による支障事例の調査を実施したところ、**様々な行政分野**において**多くの事例**が挙がり、**現行制度における構造的な課題**であることが明らかとなっている。

事業数	支障事例数
73事業	117件

※令和６年６～８月　指定都市全20市を対象に調査を実施
※令和６年11月　指定都市市長会「総務・財政部会」でとりまとめ

2　三市が目指す特別市制度

特別市の実現により期待される効果

Ⅰ　市民サービスの向上

- 市民ニーズを踏まえた迅速な政策決定・事業実施
- 防災・減災、都市基盤整備、産業振興等の一体的な取組

➡　**市民生活の質の向上**

Ⅱ　分かりやすく効率的な行政運営

- 権限・財源・責任の一体化
- 行政運営の透明性・説明責任の向上

➡　**責任の所在が明確な行政運営**

Ⅲ　神奈川県全体の発展

- 雇用拡大・税収基盤の強化

➡　**経済効果の圏域への波及**

- 県と特別市それぞれの強みを生かした行政運営

➡　**地域全体の持続可能な行政サービスの実現**

特別市制度は、地域全体の持続可能な行政サービスの実現、神奈川県全体の発展に繋がる制度

3　県及び県内市町村等から示された主な意見等に対する三市の考え

特別市の法制化に向けた基本認識

Ⅰ　制度設計を踏まえた議論が必要

- 県及び県内市町村の行政運営や住民サービスに**支障が生じない制度**とすることが前提
- 現行の**指定都市制度を前提とするのではなく**、**未来志向での議論が必要**

Ⅱ　役割分担の明確化

- 県、市町村及び特別市がそれぞれの**役割と責任を適切に担うことを目指す**もの

Ⅲ　神奈川県全体の発展を目指す制度

- 大都市行政は特別市が担い、**県**は広域自治体としての役割に**注力**
- **県全体**として、より**効果的かつ持続可能な行政運営**を実現

Ⅳ　制度の具体像は対話を通じて整理

- **関係者との議論**を通じて具体的な制度の在り方を整理

特別市制度は、県・大都市それぞれの役割と責任を明確にしながら、
神奈川県全体としてより効果的かつ持続可能な行政運営の実現を目指すものである

3　県及び県内市町村等から示された主な意見等に対する三市の考え

県の総合調整機能への影響

【示された主な意見】

- 県の総合調整機能が弱体化する
- 高度医療、災害対応、感染症対策などの広域行政に支障が生じる

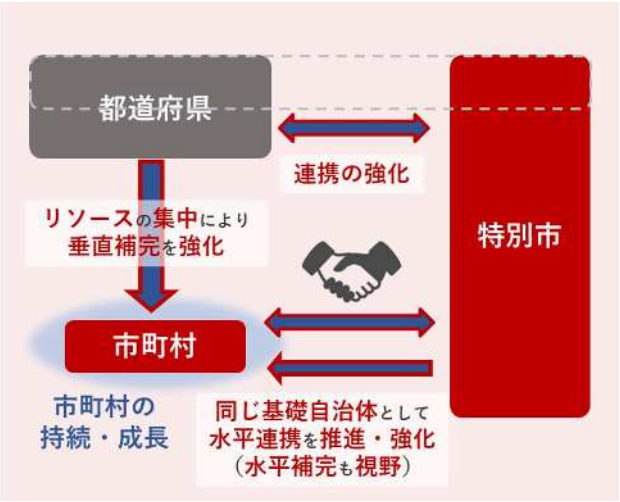

【三市の考え方】

- **県の総合調整機能に支障を生じさせるものではない**
  - ・広域的な行政課題へ対応するための調整機能の重要性を認識
  - ・県と特別市が担う役割を明確化し、効率的・効果的な行政運営を実施
- **県は広域自治体としての役割に注力**
  - ・県による市町村支援・補完機能を強化
  - ・広域自治体としての役割をより発揮
- **災害への対応**
  - ・災害対応は基礎自治体が第一義的責任
  - ・県は広域的な補完・支援を実施
  - ・迅速な意思決定と機動的な対応が可能
  - ・三市は災害救助法では救助実施市として、既に県とともに実施主体
- **高度医療の確保や感染症対策**
  - ・医療機関相互の連携や自治体間協力により実施
  - ・特別市移行後も県・県内市町村・医療機関と連携

特別市制度は県の総合調整機能に支障を生じさせるものではなく、県と特別市がそれぞれの役割と責任を担いながら連携することで、県全体としてより効果的かつ持続可能な行政運営に繋がる

3　県及び県内市町村等から示された主な意見等に対する三市の考え

広域行政への影響

【示された主な意見】

- 交通ネットワーク形成に影響が生じる
- 産業振興に影響が生じる
- 水源環境保全・再生施策に影響が生じる

【三市の考え方】

- **広域行政は関係自治体の信頼関係と協力によって成立**
  - ・広域行政は制度だけでは成立しない
  - ・現在も多くの広域課題は自治体間の協議・連携により対応
  - ・特別市制度は広域行政を阻害するものではない
  - ・迅速な意思決定、機動的な対応が可能となり、大きな役割を発揮
  - ・広域課題への主体的な参画
- **水源環境保全との両立**
  - ・水源環境保全は行政制度の枠組みではなく、流域自治体・関係機関の連携により推進
  - ・特別市実現後も県及び県内市町村と連携し、水源環境保全等に取り組む
- **広域における持続的発展への責務**
  - ・特別市には、広域にわたる地域社会の持続的発展に資するよう配慮する責務があると考えており、市町村等の事務の補完も視野
  - ・既存の広域連携の仕組みの活用や、必要に応じた制度的対応により、広域行政に係る連携・協力の実効性を確保していくことが重要

- **広域行政は自治体の制度区分の違いによって左右されるものではなく、関係自治体の連携と協力によって支えられるもの**
- **特別市制度の下でも、神奈川県全体として広域課題への対応を着実に進めていくことが可能**

3　県及び県内市町村等から示された主な意見等に対する三市の考え

県内市町村と指定都市との連携事例

- 消防、防災、廃棄物処理、人材育成といった分野で基礎自治体同士の水平的な連携に取り組んでおり、神奈川県内の広域的な行政課題への対応に大きな役割を果たしている。

1　広域的な消防の相互応援

- 県内の消防相互応援は市町村間の協定に基づき実施
- 横浜市・川崎市の消防航空隊が県内各地の災害対応を支援

2　風水害時に発生する災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理等に向けた相互応援

- 横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、逗子市、大和市及び町田市の８市において、風水害時の災害廃棄物処理に係る相互応援体制を整備
- 基礎自治体間の水平・対等な連携により迅速な対応を実現

3　専門人材の育成・確保に向けた自治体連携

- 上記２の８市において、専門人材の育成・確保を推進
- 研修の共同活用などを通じ、自治体間で知識・ノウハウを共有

3　県及び県内市町村等から示された主な意見等に対する三市の考え

財政面への影響

【示された主な意見】

- 県税収入の減少
- 市町村支援機能の低下
- 地域間格差の拡大
- 補助制度や支援施策への影響

【三市の考え方】

- **客観的な検証が必要**
  - ・**県と三市の試算結果は大きく異なる**
  - ・試算の前提条件や算定方法の違いを踏まえた検証が必要
  - ・**特定の試算のみで制度を評価することは困難**
- **事務・権限に見合った財源配分が基本原則**
  - ・「事務に見合った財源を配分すること」が地方行財政の考え方
  - ・県の財源のみを特別市に移転することが目的ではない
- **制度設計により整理すべき事項**
  - ・県が引き続き担う事務に必要な財源の確保
  - ・市町村への支援機能の維持
  - ・**必要に応じた財政調整措置等を検討**
- **期待される効果**
  - ・大都市行政の効率化や都市活力の向上
  - ・県全体の経済効果の波及、税収基盤の強化

県及び県内市町村の行政運営や住民サービスに支障を生じさせることなく、
神奈川県全体として持続可能な財政運営が可能となる制度設計を目指す

3　県及び県内市町村等から示された主な意見等に対する三市の考え

三市の試算結果（財政シミュレーション）

- 横浜市、川崎市、相模原市がそれぞれ特別市に移行した場合の影響について、シミュレーションを実施
- **人口規模の大きい三市に、社会保障関係費等の財政負担が移る**ことにより、**県がプラス約130億円となる可能性がある**という結果
- 影響額も県の標準財政規模(約1.4兆円)の１％程度となり、**双方の収支に大きな影響はない**という想定

算出結果

	横浜市	川崎市	相模原市	（参考）三市移行
三市の収支	▲ 41億円 （うち交付税＋66億円）	＋ 93億円 （交付税増減なし）	▲ 119億円 （うち交付税＋170億円）	－
神奈川県の収支	＋ 41億円 （うち交付税▲66億円）	▲ 27億円 （うち交付税＋67億円）	＋ 119億円 （うち交付税▲170億円）	＋ 134億円 （うち交付税▲170億円）

算出方法

（神奈川県令和５年度決算（普通会計）により試算）

- 歳出：「地方財政状況調査（都道府県分）」の調査表における神奈川県の目的別歳出額（財源内訳のうち「一般財源等」）を対象として、関連する統計データに基づき按分して算出
  （例：民生費は65歳以上人口・身体障害者手帳交付数・国民健康保険被保険者数・人口、公債費は人口・面積　等　）
- 歳入：神奈川県県税統計における「県税決算額の市町村別税収額（推計）」を基礎とし、各市の割合等を用いて算出
- 歳入・歳出ともに一般財源への影響に着目したシミュレーションを実施

3　県及び県内市町村等から示された主な意見等に対する三市の考え

参考：神戸市による試算結果（第３４次地方制度調査会第４回専門小委員会（令和８年４月15日）神戸市ヒアリング資料より作成）

- 神戸市が特別市に移行した場合の神戸市の財政面への影響について、シミュレーションを実施
- 結果、地方交付税による財源調整の範囲内に収まり、**移行前後で収支は概ね±０**となる想定

算出結果

歳出	歳入	収支
+3,511億円	+3,497億円 （うち交付税+290億円）	△13億円

資産	負債
+8,824億円	+3,029億円

兵庫県の収支　+13億円
交付税及び譲与税配付金特別会計への影響なし

算出方法

（兵庫県令和5年度決算資料により試算）

- 歳出：兵庫県歳入歳出決算書をもとに、関連する統計データに基づき按分して算出
  （例：民生費　65歳以上人口・身体障害者手帳交付数・国民健康保険被保険者数　等）
- 歳入：兵庫県下における市税のシェア等から算出
- 資産：原則、神戸市域に所在する県有財産（土地・建物）の簿価を計上　※インフラ資産は面積按分
- 負債：県有財産の神戸市域に相当する割合から算出

3　県及び県内市町村等から示された主な意見等に対する三市の考え

参考：神奈川県による試算結果（神奈川県公表資料「特別自治市構想に対する神奈川県の見解」（令和４年３月16日公表）より作成）

- 横浜市が特別市に移行した場合の神奈川県の財政面への影響について、シミュレーションを実施
- 交付税措置外経費の移管よりも**留保財源の減少**のほうが大きく、**地方交付税も大きく減少**する結果

算出結果

歳出	歳入（交付税除く）	交付税 臨時財政対策債	収支
△4,455億円	△4,654億円	△254億円	△453億円※

※ 川崎市・相模原市の移行も加味すると**約680億円のマイナス**となる

算出方法

（神奈川県令和元年度決算資料により試算）

- 歳出：神奈川県歳入歳出決算書に計上された数値について、市町村ごとの支出実績を集計するとともに、実績による集計が困難な人件費及び物件費、維持管理補修費等については、関連する統計データに基づき按分して横浜市分を算出の上、一般財源割合を乗じて算出
- 歳入：神奈川県県税統計における「県税決算額の市町村別税収額（推計）」を基礎とし、各市の割合等を用いて算出
- 三市が移管することによる影響額：横浜市が移管した場合の財源不足額に三市の県税割合を乗じて算出

様々なシミュレーション結果があることを踏まえ、**影響を抑える手法を検討**しておく必要がある

3　県及び県内市町村等から示された主な意見等に対する三市の考え

参考：留保財源の総額減少 ＝ 行政水準低下とは限らない

県の見解

仮に指定都市三市が移行すると…

留保財源（総額）　約▲1,500億円※1

↓

行政水準の低下が懸念される

ポイント：総額ベースの評価

もう一つの見方

指定都市三市を除いた県民一人当たりでは…

県民一人当たり留保財源　約26,000円 ⇒ 約28,000円に増加

移行前　約26,000円 → 移行後　約28,000円

ポイント：県民一人当たりではむしろ改善

※1「特別自治市構想に対する神奈川県の見解（令和４年３月）」及び
「総務省 大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ(第２回) 神奈川県提出資料（令和7年1月）」より

規模は縮小するが、県民一人当たりの行政対応力はむしろ改善する可能性
県民にとって持続可能で質の高い行政サービスを維持・向上させていく視点が重要

3　県及び県内市町村等から示された主な意見等に対する三市の考え

財政調整の仕組みイメージ

- 移管に伴う**留保財源と交付税措置外経費の双方の増減額**を比較し、**留保財源の減少額が大きくなる部分**について措置を検討する。
- 交付税措置外経費は、あくまでも**「標準的経費に係る交付税措置外経費」を対象として**考えるべきである。
- 超過課税等の地方財政計画外の独自歳入や歳出の取扱いも含め、具体的な算出方法については更なる**精査が必要である**。

イメージ図

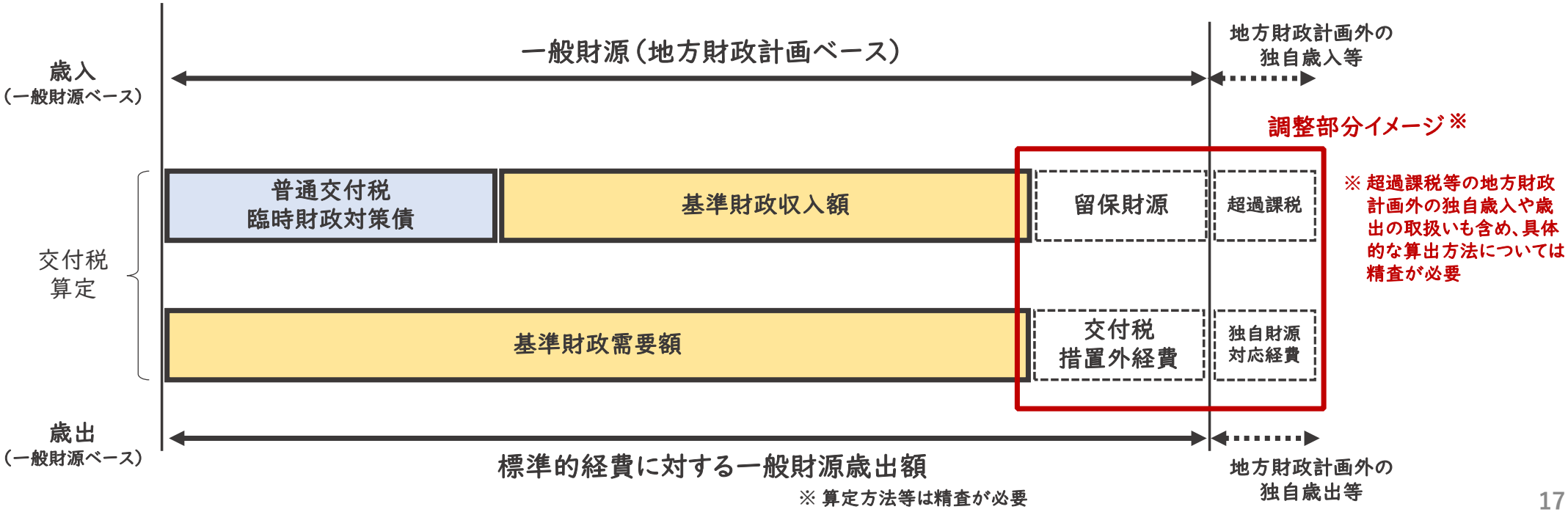

3　県及び県内市町村等から示された主な意見等に対する三市の考え

財政調整交付金（仮称）による調整イメージ

- 留保財源等の変動状況を踏まえ、調整が必要とされた部分について、特別市に移行することにより、特別市の普通交付税算定上の財源超過額が増加する場合に、**移行によって増加した普通交付税算定上の財源超過額の範囲内で措置**することを基本とする。
- 上記範囲を措置可能な総額とし、現在は県が実施している**広域的な事務等に要する経費への財政措置**として「財政調整交付金（仮称）」を交付することも考えらえるが、その具体的な制度設計については今後更なる精査が必要である。

イメージ図

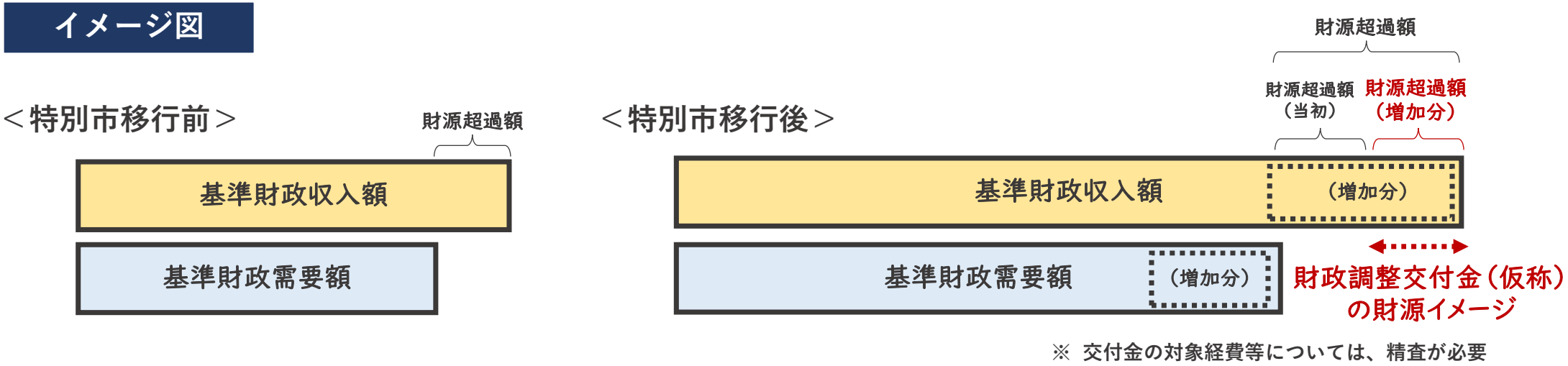

※ 交付金の対象経費等については、精査が必要

3　県及び県内市町村等から示された主な意見等に対する三市の考え

留保財源割合の引上げによる調整イメージ（例：県費負担教職員の市費移管における措置）

（前提条件）歳出：標準的な経費 1兆円　　歳入：県税収入 1兆円　と仮定
・2,000億円（交付税措置対象）の税収入・事務事業を移譲
・移譲分の100％を基準財政需要額・基準財政収入額から控除

＜移譲前＞

歳出 1.25兆円	基準財政需要額1兆円		措置外経費 2,500億円
歳入 1.25兆円	交付税 2,500億円	基準財政収入額7,500億円	留保財源 2,500億円

2,000億円（交付税措置対象）の税収入・事務事業移譲
基準財政需要額は2,000億円全額を控除
基準財政収入額は2,000億円全額を控除 ⇒ **交付税・留保財源は同額を維持**

＜移譲後＞

歳出 1.05兆円	事務移譲分 2,000億円	基準財政需要額8,000億円（1兆円−2,000億円）		措置外経費 2,500億円
歳入 1.05兆円	税源移譲分 2,000億円	交付税 2,500億円	基準財政収入額5,500億円（7,500億円−2000億円）	留保財源 2,500億円

県費負担教職員の市費移管の際の措置を参考に、
必要額を精査の上、留保財源比率を柔軟に設定することにより、影響を抑えることも考えられる

３　県及び県内市町村等から示された主な意見等に対する三市の考え

その他の手法による調整イメージ（例：市町村合併における措置）

【普通交付税算定上の合併算定替を参考とした措置】

- 合併算定替とは、合併後の市町村に交付すべき普通交付税の額が、**合併関係市町村がなお合併前の区域をもって存続した場合に算定される額の合計額を下回らないよう**、算定することとされた措置（一定期間の激変緩和措置）
- 当該措置を参考に、特別市が区域外となった場合の地方交付税への影響を軽減する手法を検討することも考えられる。

【合併特例債を参考とした措置】

- 合併特例債とは、市町村の合併で必要となる事業に対し、事業の財源として活用可能な地方債であり、**合併市町村のまちづくりのための建設事業**や**合併市町村の振興**のための基金造成に対して発行が可能（**充当率９５％、交付税措置率７０％**）
- 当該措置を参考に、特別市が創設された場合に必要となる公共事業等に対して発行することも考えられる。

市町村合併にかかる財政措置を参考に、
普通交付税算定上の合併算定替や合併特例債に準じた措置を検討することも考えられる

3　県及び県内市町村等から示された主な意見等に対する三市の考え

市民・県民への費用負担

【示された主な意見】

- 県有施設の移転等に多額の費用が発生する
- 制度移行に伴う新たな財政負担が生じる
- 結果として市民・県民の負担が増加する

【三市の考え方】

- **基本認識**
  - ・法制化後の制度設計や移行協議の中で整理していくべき事項
  - ・市民・県民の負担を最小限に抑えることを前提とした丁寧な検討
- **費用と効果を総合的に評価する必要性**
  - ・移行に伴う費用だけでなく、住民サービスの向上、行政運営の効率化、政策決定の迅速化などの効果も含めて評価が必要
  - ・移行時に限定的に発生する経費と恒常的な財政負担を区別した上で一体的・総合的な検討が必要
- **公共施設の適正配置の観点等からの検討**
  - ・県有施設の配置見直しや公共マネジメントの観点からも整理すべき課題であり、維持管理コストの縮減も含めて検討する必要

※当面は現在の施設配置を前提とした運用も可能

市民・県民の負担を最小限に抑えることを前提として、
制度設計や移行方法について丁寧に検討していく

3　県及び県内市町村等から示された主な意見等に対する三市の考え

住民代表機能への影響

【示された主な意見】

- 1人の市長・1つの市議会のみとなり、住民と行政の距離が広がる
- 都道府県レベルの政治参加機会が失われる

【三市の考え方】

- **特別市制度は住民自治を弱めるものではない**
  - ・二元代表制（市長・議会）は維持した上で、住民自治と住民代表機能を更に充実させることが可能
  - ・権限と責任の所在を明確化し、分かりやすい行政運営を実現
- **住民の意思をより直接的に反映**
  - ・住民に身近な行政運営を実現
- **地域単位での住民自治を強化**
  - ・行政区域の単位に捉われず、小規模な単位での住民参加の仕組みを充実
  - ・社会環境の変化や地域の実情に応じた住民自治を強化するための仕組みを構築・運用
- **区単位での住民代表機能も検討**
  - ・区の常任委員会等の設置や、区長を議会同意が必要な特別職とすることの検討など、地域の実情に応じて区行政に対する議会の意思決定機能やチェック機能を強化

※各議会や地域住民にも多様な見解があると考えられ、引き続き十分な議論を行いながら検討

特別市制度は住民自治や住民代表機能を弱めるものではなく、
住民に最も身近な自治体として、住民自治及び住民代表機能の更なる充実を目指すものである

4　特別市制度の実現により目指す将来像

Ⅰ　県全体の発展に向けて

- 特別市の成長が県全体の成長に直結
- 産業集積・企業立地・雇用機会の拡大
- 持続的な県全体の発展を実現

Ⅱ　特別市と県・市町村との連携のあり方

- 県、特別市、市町村の連携が不可欠
- 共通課題に協力して対応
- 持続可能な行政サービスを支える関係を構築

Ⅲ　特別市と県内自治体との共存・協力

- 圏域の中核自治体として支援・補完
- 専門人材、ノウハウ、都市機能等を共有
- 相互補完と連携による県内全体の発展

Ⅳ　広域課題への対応

- 防災・減災、医療・福祉、感染症対策、広域交通ネットワーク、水源環境保全、脱炭素など

⇒　県及び県内市町村との連携を基盤に対応

Ⅴ　持続可能な地域づくり

- 行政運営の効率化
- デジタル技術の活用
- 限られた行政資源の有効活用
- 将来世代に引き継ぐ持続可能な地域社会

県、市町村及び特別市がそれぞれの強みを生かしながら連携し、
神奈川県全体の活力向上と住民福祉の向上を目指す

5　今後の取組

人口減少時代においても市民・県民が安心して暮らし続けることのできる地域社会の実現と、
神奈川県全体の行政サービスの持続可能性の向上に向け、特別市制度の法制化に向けた取組を着実に推進する。

Ⅰ　県及び県内市町村との対話

- 県及び県内市町村との丁寧な対話と相互理解の促進
- 制度の意義や論点について建設的な議論を推進
- 共通課題について引き続き連携して対応

Ⅱ　市民・県民への丁寧な説明

- 制度の内容・必要性・効果を分かりやすく発信
- 想定される影響や対応の方向性を丁寧に説明
- 市民・県民との対話を通じた理解の深化

Ⅲ　国への働きかけ

- 指定都市市長会等と連携した取組
- 特別市制度の制度設計や法制化に向けた提案・要望
- 各市議会とも連携した国会議員や政党等への働きかけ
- 制度の意義や必要性を発信

Ⅳ　法制化に向けた取組の推進

- 制度設計に関する調査・研究を継続
- 財政制度・広域行政・住民自治等の検討
- 関係機関との協議・調整
- 特別市制度の法制化に向けた取組を推進

県・市町村・国・市民・県民との対話を重ねながら、
特別市制度の具体化と法制化に向けた取組を着実に進めていく

6　おわりに

特別市の実現に向けて

- 特別市制度の法制化は、人口減少や担い手不足が進行する中においても、神奈川県全体の行政サービスを持続可能なものとし、将来世代へ質の高い行政サービスを引き継ぐために**必要な制度改革**である。
- 県及び県内市町村等から示された様々な意見等を真摯に受け止め、**対話を重ねながら相互理解の促進に努める**。
- 県及び県内市町村との連携・協力を大切にし、**神奈川県全体の発展と行政サービスの持続可能性の向上**を図る。
- 市民・県民が将来にわたり安心して暮らせる地域社会の実現を目指して、特別市の法制化に向けた取組を着実に推進する。

横浜市・川崎市・相模原市の三市は、県及び県内市町村との連携と協力の下、神奈川県全体の発展と持続可能な行政サービスの実現に向け、特別市制度の法制化を目指す

参考資料

人口減少時代の到来

人口の推移と将来予測

- 本格的な**人口減少時代が到来**し、総人口に占める**65歳以上の人口割合（高齢化率）**は　**今後も増加**が見込まれる。

日本の人口推計

出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」、総務省「人口推計」（長期時系列データ）

消滅可能性自治体

- 人口戦略会議の分析によると、全国の自治体数（1,729）の**約４割**にあたる744自治体が**将来消滅する可能性**があるとされる。

消滅可能性自治体

※神奈川県内では、三浦市、中井町、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町が該当

出典：人口戦略会議「令和6年・地方自治体『持続可能性』分析レポート」

特別市がもたらす効果

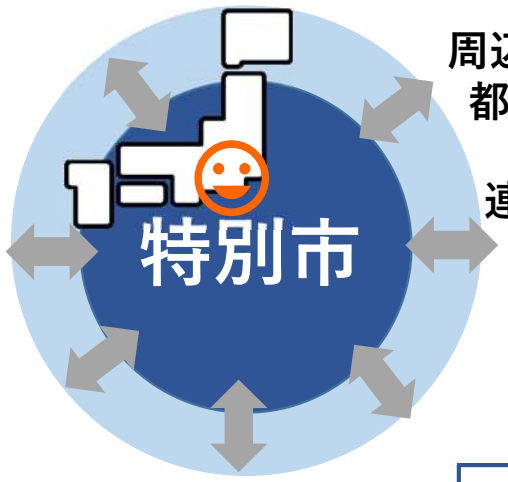

周辺市町村
都道府県

連携強化

市民

二重行政を完全に解消し
効率的かつ機動的な
大都市経営を可能に

効率的な行政サービスの提供
積極的な施策展開

周辺市町村や都道府県

広域にまたがる業務を
特別市が周辺市町村や
都道府県と連携し実施

水平連携の促進

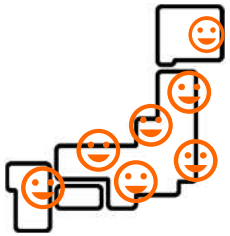

圏域

大都市を中心とした
自治体間の連携強化に
よる圏域の発展

圏域・地域全体の活性化

グローバルな視点

大都市が十分な活力を
備え、諸外国の大都市と
グローバルな競争と共存
の関係を築く

グローバルな都市間競争
国際競争力の向上

多極分散型社会の実現
我が国全体の発展に貢献

日本全体

国家戦略として取り組むべき

出典：指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト報告書」（令和７年11月）

特別市実現による経済波及効果

経済波及効果

- 人口減少時代において、我が国の危機的状況が見込まれる中、**行政サービスの充実や都市の成長による成果**を市域内に留めることなく、**周辺地域**をはじめ、**市域外にも広く還元していく役割を果たす「特別市」を国に提案**

- 川崎市では、特別市への移行によってもたらされる**経済波及効果**について令和７年６月に**試算**し、公表

－川崎市の試算結果－

経済波及効果	市内における経済波及効果 634億円	圏域における経済波及効果 576億円
雇用創出効果	市内における雇用創出効果 4,042人	圏域における雇用創出効果 4,284人

特別市は、市内に留まらず、
市外を含む圏域全体において効果を生み出す

神奈川県の人口規模

全国の都道府県の人口規模の比較

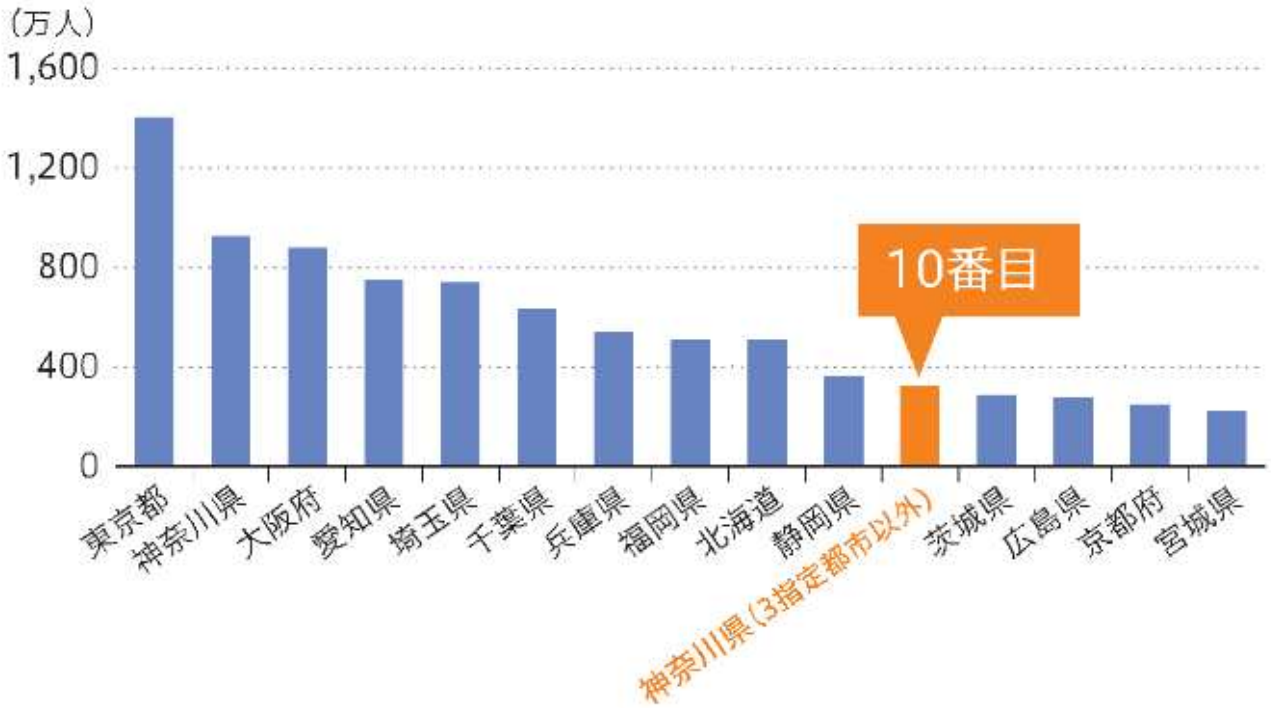

都道府県	人口
静岡県	約358万人
神奈川県（3指定都市を除いた場合）	約320万人
茨城県	約285万人

神奈川県の人口は、指定都市を除いても**全国有数の人口規模を有して**おり、
県行政への影響は限定的であると推察